

常滑市議会基本条例

平成26年12月25日
条例第32号

改正 平成31年3月22日議員提出議案第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の運営原則と責務（第4条—第7条）
- 第3章 議員の活動原則（第8条）
- 第4章 市民と議会の関係（第9条—第12条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第13条—第18条）
- 第6章 議会機能の強化（第19条—第26条）
- 第7章 議員の政治倫理（第27条）
- 第8章 議員定数及び議員報酬（第28条・第29条）
- 第9章 最高規範性と見直し手続（第30条・第31条）
- 第10章 条例確認の機会（第32条）

附則

常滑市議会は、常滑市民によって選ばれた議員で構成され、市勢の発展に寄与する意思決定機関である。

議員は、議会の役割と責務に基づき、市長との二代表制の下、市の政策決定や事務を監視及び評価し、政策立案及び政策提言を行い、日本国憲法に定める地方自治の本旨である住民自治及び団体自治の実現を目指し、快適で活力ある地域の創造及び市民福祉の向上のために活動するものである。

常滑市議会においては、地方分権が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっていることを踏まえ、議会機能の強化及び活性化を図るためにさまざまな改革や改善を重ねてきた。

しかし、変化する世の中において市政の課題は日々発生し、常滑市議会もそれに対応していかなければならない。

常滑市議会は、問題を議員活動の基本である言論により決定する「言論の府」であること、そして、市民の意思を反映する合議制の機関であることを十分に認識し、今後も公正性及び透明性の確保に努め、自らの創意と工夫によって、市民に開かれ、かつ、わかりやすい議会を目指し、市民との協調のもと、常滑市のまちづくりを推進するために、議会活動のあるべき姿として、議会基本条例をここに定めるものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会運営及び議員に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、快適で活力ある地域の創造及び市民福祉の向上の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

（基本方針）

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議、審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (3) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化への取組を積極的に推進すること。

第2章 議会の運営原則と責務

（議会の運営原則）

第4条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を十分に発揮するため、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制により意思決定を行う機関としての役割を果たすものとする。

2 議会は、質問等の実施方法について会議規則で定め、市民にわかりやすい議会運営を行うものとする。

3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

4 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

（議会の説明責任）

第5条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

（委員会）

第6条 議会の運営は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）での審査及び調査を経た後、その結果をもとに、本会議において表決を行うものとする。

2 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、委員相互間の討議に努め、運営されなければならない。

3 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努めるものとする。

4 委員会は、市政課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

（会派）

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。

4 交渉団体有資格会派（2人以上の議員で構成される会派を言う。）に限り、その会派の掲げた政策課題や市政全般について、本会議で代表質問を行うことができる。

第3章 議員の活動原則

第8条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。

2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、快適で活力ある地域の創造及び市民全体の福祉向上を目指し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自己研さんに励み、自らの資質の向上に努めるものとする。

4 議員は、議会活動について、市民に対してわかりやすい説明に努めるものとする。

5 議員は、災害が発生したときは、市民の生命及び財産を災害から守るため、市民とともに地域の防災活動及び減災活動に努めるものとする。

第4章 市民と議会の関係

(市民の意思の反映)

第9条 議会は、市民の意思を議会活動に反映させることに努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第10条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用し、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会の広報活動に努めるものとする。

(委員会の公開及び情報の開示)

第11条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則として公開するものとする。

2 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会活動の情報の開示に努めるものとする。

(議会活動に関する資料の公開)

第12条 議会は、常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号）に基づき、議会活動に関する資料を公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第13条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

(監視及び評価)

第14条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

(論点等の確認)

第15条 議長は、本会議における審議の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及び議員に対し、論点等を確認することができる。

2 委員会の委員長は、当該委員会における審査の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及び議員に対し、論点等を確認することができる。

(文書による質問)

第16条 議員は、閉会中に市長等の事務について緊急に確認を要する事案が発生した場合に、議長の承認を経て、市長等に対して文書で質問を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに文書で回答するものとする。

(反問権)

第17条 市長等は、本会議において、質問者の質問趣旨が明確にならない場合に限り、議長の許可を経て、反問することができる。

2 市長等は、委員会において、質問者の質問趣旨が明確にならない場合に限り、委員長の許可を経て、反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第18条 議会は、市長等が提案する政策、計画等（以下「政策等」という。）の審議に

において、当該政策等の水準を高めることに資するため、市長等に対し必要に応じて、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画その他の計画との整合性
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及び費用

第6章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第19条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(審査・調査活動等)

第20条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。

- 2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に係る調査を行わせることができる。

(議決事件の追加)

第21条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議決事件を定める。

- 2 前項の議決事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想（総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）の策定又は改廃に関すること。
- (2) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。
- (3) 都市宣言の制定又は改廃に関すること。
- (4) 友好都市の提携に関すること。

(政務活動費)

第22条 会派は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

- 2 会派は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、市民に対して積極的な情報の開示及び使途の説明責任を負うものとする。
- 3 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定める。

(議会改革の推進)

第23条 議会は、継続的にその議会改革を推進するように努めなければならない。

- 2 議会は、議会改革を推進するため必要に応じて特別委員会を設置することができる。

(事務局機能の強化)

第24条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能の強化を図るものとする。

(予算の確保)

第25条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算及び体制の確保に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理

第27条 議員は、市民の代表者としての自覚を高め、公正、誠実及び高潔を常とする政治倫理を確立し、民主的な市政の発展の寄与に徹するものとする。

2 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める。

第8章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第28条 議員定数を定める場合には、市政の現状と課題及び将来の予測と展望、行財政改革の視点、他市との比較を十分に考慮するものとする。

2 議員定数に関する事項は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第29条 議員報酬を定める場合には、市政の現状と課題及び将来の予測と展望、行財政改革の視点、他市との比較を十分に考慮するものとする。

2 議員報酬に関する事項は、別に条例で定める。

第9章 最高規範性を見直し手続

(最高規範性)

第30条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第31条 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 議会がこの条例を改正しようとするときは、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

第10章 条例確認の機会

(改選後の全議員による確認)

第32条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、全議員によるこの条例の確認の機会を設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。